

平成 24 年 度

第3回 練馬区国民健康保険運営協議会

会 議 録

平成24年度 第3回練馬区国民健康保険運営協議会 会議録

1 日時 平成25年 2月28日(木) 午後6時30分～午後7時20分

2 場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室

3 出席委員

(1) 運営協議会委員 19名(◎会長、○会長代理)

ア 被保険者代表委員

加藤 喜代子、齋藤 教子、高須 光代、武川 篤之、豊田 英紀、中村 成男

イ 保険医、保険薬剤師代表委員

白戸 千昭、町野 満、市毛 繁実、関東 英雄、名古屋 昌宏、上原 瑠美子

(欠席 三浦 典子)

ウ 公益代表委員

◎中島 力、しばぎき 幹男、○山田 哲丸、倉田 れいか、池尻 成二

(欠席 岡本 昌子、井田 宗宏)

エ 被用者保険等保険者代表委員

小池 敏夫、小山 誠

(2) 事務局 13名

区民生活事業本部長、区民部長、収納課長、国保年金課長、他職員9名

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 0人

6 議題

(1) 保険者挨拶

(2) 会議録署名委員選出

(3) 諮問事項

- ・ 練馬区国民健康保険条例の一部改正について

7 配付資料

諮問文の写し	「練馬区国民健康保険条例の一部改正について」
【資料1】	「練馬区国民健康保険条例の一部改正について(案)」
参考1	「政令改正等に伴う練馬区国民健康保険条例の改定について」
参考2	「旧ただし書き方式移行に伴う経過措置(平成 23・24 年度実施)」
参考3	「旧ただし書き方式本則と新たな減額措置(および経過措置)実施のイメージ図」
参考4	「保険料と経過措置等の財源に関するイメージ図」

8 会議の概要と発言要旨

中島会長

本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、平成24年度第3回国民健康保険運営協議会を開会いたします。

すでにご案内のとおり、本日は練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例案について諮問を受け、当運営協議会としての答申をまとめるという運びになりますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、進行したいと思います。

はじめに、区民生活事業本部長から、保険者の挨拶をお願いします。

犬塚事業本部長

本日は冬の寒い中、また夜間に開催させていただきましたところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

どうぞよろしくご審議いただきたいようお願い申し上げます。

中島会長

続きまして、本日の出席委員数について、事務局より報告があります。

事務局

ただいまの出席委員数は19名でございます。よって、練馬区国民健康保険運営協議

会規則第6条第2項の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。

なお、本日は三浦委員、岡本委員、井田委員、以上3名の委員より欠席の連絡をいただいております。

中島会長

引き続きまして、会議録の署名委員の選出ですが、当運営協議会規則第8条第2項の規定により、会議録には議長のほかに2名以上の委員の署名が必要となっております。この署名委員2名の選出についてですが、私から指名したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、私から指名させていただきます。従来、被保険者代表委員と保険医・保険薬剤師代表委員から、それぞれ1名ずつ選出しておりますので、この度は、被保険者代表の齋藤委員と保険医・保険薬剤師代表の上原委員にお願いしたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

それでは、続きまして審議に入ります。まず保険者から諮問を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

大羽区民部長

——諮問文朗読・説明——

中島会長

引き続き、諮問内容の説明を国保年金課長からお願いいたします。

吉田国保年金課長

資料のご説明の前にお詫びを申し上げます。資料1でございますが、事前にみなさまにお送りさせていただきましたものから文言の訂正をさせていただきました。その関係でご説明は、本日机上に配付させていただきましたものを使用させていただきましたと思います。

——改正内容説明(資料1)——

——政令改正の内容説明——

中島会長

ただ今の内容について何かご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

豊田委員

なぜこのような保険料に決定したかとの質問です。

一点目です。冒頭のご説明の中では、平成25年度分の医療費や被保険者数などを基に保険料を見込んだとのことですが、具体的な数値で説明をしていただいた方が分かりやすいと思います。そのような資料はどこかに記載されていますか？

二点目です。今回の保険料改定では、所得割率が下がり、均等割額が上がりました。なぜ、上がった、下がったのですか？

吉田国保年金課長

一点目の今回の保険料が上がることについてのご説明です。すみません、数値についての具体的な資料としてお示ししておりませんでしたので、ご説明の中でお話しをさせていただきました。具体的には、全体の医療費が対前年比1.49%上がっています。また、若年層が後期高齢者制度を支援する後期高齢者支援金が、3.4%上がっています。そして、介護保険料(2号保険)が対前年1,732円上がっています。結果、全体のボリュームが上がっているのが大きな理由でございます。

保険料の改定については、議会にご審議いただきながら、条例改正していく流れとなります。

二点目のなぜ所得割率が下がり、均等割額が上がったのかについてです。

参考資料3をご覧くださいと思います。所得割を算定する上での算定方式について、でございます。平成22年度まで実施していた『住民税方式の保険料(灰色)』が平成23年度から『旧ただし書き方式本則の保険料(オレンジ色)』に変更となりました。

住民税方式の保険料では、住民税を基に所得割額を算定するため、色々な所得から様々な控除を行ったものが課税標準額となります。例えば、扶養控除や障害者控除を行ったものから税額を算定します。

旧ただし書き方式の保険料では、所得から基礎控除分の33万円だけを引いたものが課

税標準額となります。

保険料の算定方式の変更により、これまでの保険料と差額が生じます。特に控除を受けていた方々に非常に大きな影響が出ます。

なぜ、旧ただし書き方式にするかという点、平成22年度当時、全国の98%の自治体が旧ただし書き方式の保険料を採用していました。遅ればせながら23区も2年前から採用しました。

なお、保険料方式の変更に伴う激変緩和を図る目的で、『平成23、24年度の保険料(ピンク色)』は経過措置を設けて実施しておりました。『旧ただし書き方式本則の保険料(オレンジ色)』と『平成23、24年度の保険料(ピンク色)』では、差が出ております。所得の低いところでは、『旧ただし書き方式本則の保険料(オレンジ色)』の線より低くなっており、所得の高いところでは高くなるにしたいが『平成23、24年度の保険料(ピンク色)』の線との差が大きくなっております。これはどういったものかと申しますと、軽減措置を実施するために全体から保険料をご負担いただいたものでございます。一般財源(税金)を使わないで、保険料の中からやりくりを行ったものでございます。

今回は、『平成23、24年度の保険料(ピンク色)』のところから『旧ただし書き方式本則の保険料(オレンジ色)』になるべく近づけようと『平成25年度の保険料(緑色)』のところまで落としています。それにより軽減措置を行う幅が狭まりましたので、みなさまに所得割で負担していただく金額が減りました。結果、所得割が減っています。

均等割が上がる部分につきましては、全体で医療費が伸びています。その増分が反映されています。さらに、所得割と均等割の割合が1ポイント変更しています。所得割のポイントが1ポイント下がって、均等割のポイントが1ポイント上がっています。これまで特別区では所得割のポイントを多くして、均等割のポイントを少なくしています。これを国の基準である、所得割と均等割のポイントを50:50にするように徐々に改めています。

そのような背景があり、今回の保険料の改定となっております。

池尻委員

今回諮問されている内容の中で、特に賦課方式の変更に伴う軽減措置の見直しがひと

つ大きなテーマになっていると思います。この点についても運営協議会として慎重に検討していきたいと思っております。そこで、いくつかご質問をさせていただきたいと思えます。

資料1の6ページに『年金所得者2人世帯』、『給与所得者2人世帯』、『給与所得者3人世帯』、3つのタイプの世帯で保険料がどのように変わるかとの表があります。この表では、保険料が下がる世帯が右側に寄っています。国保年金課長のご説明にもありましたが、所得の高い世帯の負担が減って、所得の低い世帯に負担がかさんでいる、との構図になっています。

『給与所得者2人世帯』の年収300万円の世帯では、来年度1年間で保険料が2万3000円強上がります。年収200万円の世帯だと3万5000円程度上がります。なかなか厳しい保険料の引き上げかと思えます。

そこで、二点お聞きしたいと思えます。

軽減措置の残る世帯がいくつかありますが、『年金所得者2人世帯』の200万円の世帯および『給与所得者3人世帯』の200万円の世帯について、もし二年後に減額措置がなくなったら、その際の保険料はいくらになるのかを教えてください。

吉田国保年金課長

仮に、平成25年度の保険料ベースの試算で言いますと、『給与所得者3人世帯』の200万円の世帯では、173,764円になります。『年金所得者2人世帯』の200万円の世帯では、105,532円になります。

池尻委員

今、国保年金課長から教えていただいたものと『年金所得者2人世帯』の200万円の世帯では、軽減措置を行ったあとの平成25年度の保険料が85,886円から2年後に軽減措置がなくなった後では、105,532円になります。『給与所得者3人世帯』の200万円の世帯では、173,764円になります。いくらか乱暴な比較になりますが、いずれ保険料の減額がなくなるとの前提ですと、『給与所得者3人世帯』の200万円の世帯では、11万円レベルの保険料が17万円を越すことになります。私は現実にこの類型に該当する

世帯がどのくらいあるかは分かりませんが、保険料の支えである賦課方式の変更が大変大きな重みになることを強く感じます。

住民税方式から旧ただし書き方式への賦課方式の変更については、ここでどうこういうつもりはございませんが、基本的に社会保障制度の運用のあり方として、賦課方式の変更に伴って住民の負担がどうなるのかについては、できる限り中立的であるべきだと思います。もともとそれぞれの所得の実態に応じて負担していたわけですから、賦課方式が変わったからと言って年収200万円、300万円の世帯で保険料が5万円、10万円跳ね上がるのはちょっと異常だと思います。

考え方の説明はありましたけれども、とりあえずこの軽減措置をもう何年か続けてみる。例えば非課税世帯は、今回2年間の軽減措置の対象として残ったのですが、非課税世帯の隣の世帯、これまでの軽減措置で言えば経過措置②の世帯が今回一番保険料負担の増える世帯であります。少なくとも、今回はこの世帯まで軽減措置を被せるべきであると思います。そのような検討・議論を行ってこなかったのかどうかをお聞かせいただきたい。

吉田国保年金課長

もちろん、23区の課長会、部長会、副区長会また区長会の中で、どのような形で旧ただし書き方式本則に移行していこうかとの議論は重ねてきました。最終的な目標点としましては、全国の自治体がこの旧ただし書き方式を採用していること、しかも法律で平成25年度からそれを採用しなければならない状況になっておりますので、本則への移行は不可欠であると、23区統一の考え方でございます。そうでないと、今後の広域化や後期高齢者医療制度への移行の際に区民の方に大変なご迷惑をおかけします。旧ただし書き方式に移行への工程について議論を行ってきました。その中で、今回の結論に達したものでございます。

参考資料4をご覧いただきたいと思います。前回もご説明させていただきましたが、一般会計繰入金(オレンジ色)は、高額療養費など23区が特別に一般財源を充ててきたものでございます。他の自治体では、この部分は基本的に保険料でまかなっているものでござ

います。それを経過措置実施にあたり、経過措置①②③の部分約90億強を負担していただいていたものでございます。それを今回の減額措置では20数億円の負担軽減を行います。全体の保険料との兼ね合いを含めて、最終的に今回の合意に至ったものでございます。これは都心区・周辺区、23区23色、色々な状況がございましたが、最終的に平成27年度には全国と同じ基準にもっていこうとのストーリーとなっております。

池尻委員

国保年金課長からご説明がありましたが、今年度と来年度では全体の財政フレームはまったく同じであります。つまり、療養の給付などの国保の給付の実現するための財源としては、保険料分と公費分。公費分については、国費と都費、区の一般財源分が入っています。この3つの分についての財源構成は変わっていません。何が変わるかと言えば、区の一般財源90億のうちのある部分について、これまでは負担が大きく変わる世帯にあげていたものを高額療養費に回すことにしたということです。高額療養費に一般財源を充てれば、全体で保険料の料率を下げることはできますが、その代わり所得の低い方の保険料を大きく跳ね上げる事態になっています。これはどこにどう保険料の負担をお願いするかとの考え方問題なので、原則的にはどちらが正しいかとのことではないかと思えます。しかし、このような形で表を出していただいて、特定の階層ではこんなにも保険料が増えるのだと、逆に所得の高い階層では保険料が下がるのだと、見えますと私は一般財源の充て方をもう少し慎重に考えるべきだと思います。諮問でありますので、他の委員の方のご意見を伺いたいと思いますが、私としてはこの過重な負担をいづらかでも軽減してもらえよう条例案には慎重に検討していただきたい、と意見を申し上げさせていただきたいと思えます。

中島会長

他にご質問がありますでしょうか。

無いようですので、答申文のとりまとめに入りたいと思えます。色々のご意見をいただきましたが答申については諮問事項に対して適当かどうか答えるものであり、審議の経過については、会議録に記録されます。従いまして、当運営協議会といたしましては、原案を適当と認めるとさせていただき、答申したいと思えますがいかがでしょうか。

池尻委員

ぜひ、協議会としての議決をしていただきたいと思います。

中島会長

審議の経過については、会議録に記録されます。従いまして、当運営協議会といたしましては、原案を適当と認めるとのことで、答申することによろしいでしょうか。

池尻委員

いえ、答申案について議決をしていただきたいと思います。協議会ではできる限り合意の上で答申をまとめるのが望ましいと思いますが、会長がご提案なさっている答申だとしたら、私はこの協議会の場で議決して、意思を決めていただきたいと思います。

中島会長

では、池尻委員は採決してくれとのことでしょうか。

池尻委員

はい。

中島会長

ご確認いたします。今、池尻委員より採決とのご意見が出ましたが、答申としましては諮問事項に適当かどうかを答えるものであり、審議の経過については、会議録に記録されます。したがって、当協議会としましては、原案を適当と認めるとさせていただきますが、そこで採決してくれとのことによろしいのでしょうか。

池尻委員

一般的にこのようなことを求めるのは異例なこととは思っていますが、協議会は法も含めて議決の規定があります。今、会長がお話しになった答申案の可否について協議会の意思を決していただきたいと思います。事務局にお尋ねしますが、それはおかしいことではないですね。

吉田国保年金課長

おっしゃる通り、法の趣旨からは可能かと思えます。ただ、これまでの経緯も含めてお考えいただければと思います。

しばぎ委員

法の問題はないかもしれませんが、今までの協議会のやり方もありますし、会長がおっしゃったとおり議事録にはきちんとご発言内容が載ります。なので、それでよいかと私は思います。

中島会長

みなさまのご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。今までは、賛成か反対かで行って来ました。反対であれば、反対との意見が議事録に掲載されます。

池尻委員

これまでに私はこの運協に入ったこともあります。その時も今、会長がおっしゃった形で反対との意見を申し上げて、答申案をまとめるとのことは何度かありました。ただ、今回の諮問内容については、これまでに私が受けた諮問とは、少し課題となる性質・レベルが違うと思いますので、議決をお願いします。

なぜ議決をお願いするのかというのは、私は反対するとの意思表示をさせていただきました。この協議会は国民健康保険被保険者全体の保険料について区長の正式な諮問を受けて答申をするという重い役割を負っております。そこで、協議会の委員のみなさまそれぞれが意思を明らかにすべきだと思ひまして、議決の機会を保障していただきたいとお願いしております。

中島会長

では、池尻委員よりそのようなご意見がでました。また、しばぎ委員よりご意見をいただきました。採決をする前に、採決をしてもよいか確認をしたいと思います。いかがでしょうか。

豊田委員

採決することがよいかどうかは分かりませんが、棄権ということもありえますよね。それに対してどちらの意見も申し上げない場合は、棄権となりますよね。であれば、私は採決すること自体は問題ないと思います。と、申しますのは、この場で出てきた今の問題をすぐにこの場で賛成か反対か意思表示をすることには自信がありません。ということで、もし採決をと

られるようでしたら、私は棄権します。

中島会長

他にご意見はございますか。あくまで採決をする前のご意見です。なるべくご意見をいただきたいのですが。

倉田委員

豊田委員のお話しもありまして、池尻委員のお話しも重々理解しているところではございます。重要な諮問機関ということで、私も考える時間が必要だと考えております。そこで池尻委員より採決するとのお話しがありましたので、まずは採決をするかどうかを諮ることから始めるのではないかと思います。

中島会長

ご意見をいただきまして、それでは採決するかどうかをみなさまに諮りたいと思います。

採決をしてもいいと思う方は挙手をお願いします。

==挙手をしなかった方多数==

挙手をされなかった方は採決をしなくともよいとの考えであると判断させていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、採決をしません。

ただいま池尻委員より採決とのご意見がありましたが、答申については諮問事項について適当かどうかを答えるものであり、審議の経過については会議録に記録されます。したがって、当運営協議会といたしましては、原案を適当と認めると答申させていただきたいと思っておりますので、よろしくお申し上げます。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、後ほど答申文の原本を区長に提出いたします。

続きましてその他に移りたいと思います。その他で何かございますか。

特にないようですので、本日の案件は、これで終了とさせていただきます。本日は、皆様

のご協力により、運営協議会を無事終了することができました。本当にありがとうございました。
た。これをもちまして、本日の運営協議会を閉会いたします。